









の設置の場所が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるものである仮発電事業者に関するものは、当該発電用の電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長が行うものとする。

4 次の表の上欄に掲げる改正法附則第二十五条の十第一項又は第二項の規定により委員会に委任された権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一	改正法附則第二十一条、第二指定旧供給区	第十五条の二第一項及び第二十五条域を管轄する
二	改正法附則第二十五条の二第二	旧供給地点を
二項及び第二十五条の三第二項の管轄する経済	規定に基づく権限	産業局長

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年二月一七日政令第四

三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法施行日(平成二八年四月一日)から施行する。

附 則 (令和二年三月三十一日政令第一三〇号)

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年一〇月六日政令第三二七号)

この政令は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十九号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和四年十一月一日)から施行する。